

令和7年度決算に基づく財政健全化判断比率等を公表します。

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化、財政の再生及び公営企業の経営の健全化に必要な行財政の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

公表することとなるのは、健全化判断比率及び資金不足比率です。健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合または、資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は、議会の議決を経て財政健全化計画等を策定し計画的に健全化に取り組まなければなりません。

富士河口湖町の令和7年度決算に基づく財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率は次のとおりです。

健全化判断比率			(単位：％)
実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	10.2	7.7
参考 早期健全化基準			
(13.46)	(18.46)	(25.0)	(350.0)

○ 実質赤字比率

一般会計等（普通会計を構成する会計）の実質赤字額の標準的な収入に対する比率を示します。

※ 一般会計等の実質赤字額：一般会計、本栖下水道事業特別会計、温泉事業特別会計、船津公園墓地事業特別会計、小立公園墓地事業特別会計、勝山墓地事業特別会計、河口湖治水事業特別会計、小立簡易郵便局事業特別会計、富士ヶ嶺簡易郵便局事業特別会計。令和7年度決算における実質収支は899,782千円の黒字となっているため実質赤字比率はありません。

○ 連結実質赤字比率

全会計の実質的な赤字額の標準的な収入に対する比率を示します。

※ 全会計：一般会計等の他、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、介護予防支援事業特別会計、水道事業会計、河口湖・足和田・上九一色各簡易水道事業会計、下水道事業会計の赤字額の標準財政規模に対する割合です。令和7年度決算における実質収支及び資金剰余额は2,149,823千円の黒字となっているため連結実質赤字比率はありません。

○ 実質公債費比率

全会計において、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める比率（3ヵ年平均）を示します。

○ 将来負担比率

全会計が負担する実質的な負債の残高の標準的な収入（元利償還金に係る基準財政需要額算入額を除く）に対する比率を示します。

自治体のメインの会計である一般会計等が将来負担すべき債務（＝公営事業会計＋一部事務組合等＋地方公社・第三セクター等の分を含む）が基準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額の何倍あるかを示しています。

○ 資金不足比率

各公営企業の資金不足額の事業の規模に対する比率

令和7年度の各公営企業会計は資金剰余となっていますので資金不足比率はありません。

資金不足比率

（単位：％・千円）

特別会計の名称	資金不足 比 率	経営健全化 基準	資 金 剰余額
富士河口湖町水道事業会計	—	20.0	637,048
河口湖簡易水道事業会計	—	20.0	117,635
足和田簡易水道事業会計	—	20.0	21,333
上九一色簡易水道事業会計	—	20.0	46,910
富士河口湖町下水道事業会計	—	20.0	175,247